

奈良市公報

第 3 1 7 号

(平成27年5月前半分)

平成27年9月3日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目 次

条 例

- 奈良市介護保険条例の一部を改正する条例…………… 1
- 公募型プロポーザルの実施…………… 2
- 予防接種の実施の一部改正（2件）…………… 2
- 奈良市営住宅等空家入居者の募集…………… 2
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 2
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 2
- 自動車臨時運行許可番号標番号の失効…………… 3
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定…………… 3
- 障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業者の指定…………… 3
- 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定…………… 3
- 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定…………… 4
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定…………… 4
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 5
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 5
- 事業計画のある道路の指定…………… 5
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 5
- 住居表示を実施すべき区域等の決定…………… 6
- 住居番号の設定…………… 6
- 都市計画法に基づく公聴会の開催…………… 6
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 7
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 7
- 一般競争入札の実施…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了…………… 7
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 8
- 一般競争入札の実施…………… 8
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 事業計画のある道路の指定…………… 9
- 街区の区域の変更…………… 9
- 奈良市高齢者保健福祉推進協議会開催要綱…………… 9
- 奈良市地域密着型サービス運営委員会開催要綱…………… 10
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 10

告 示

- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 10
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 11
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 11
- 放置自転車等の保管…………… 11
- 一般競争入札の実施（3件）…………… 11
- 奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 12
- 奈良市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 22

訓 令 甲

- 平成27年国勢調査奈良市実施本部設置規程…………… 37

公 営 企 業

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 38
- 負担金の賦課対象区域の設定…………… 39
- 分担金の賦課対象区域の設定…………… 39
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 39

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 39
- 奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部を改正する訓令…………… 40

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 40
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 40

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 40

条 例

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年5月11日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第23号

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例
奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,600円とする。

附 則
(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この条例による改正後の奈良市介護保険条例第4条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。
(平成27年5月11日揭示済)

告 示

奈良市告示第314号

公募型プロポーザル方式により、急増している外国人観光客目線での奈良市総合観光案内所の機能強化を図り、さらに日本政府観光局（JNTO）が認定する外国人観光案内所の最高ランクであるカテゴリー3を取得するために、奈良市総合観光案内所機能強化整備業務の企画提案及び実施事業者を選定するので、次のとおり告示する。

平成27年5月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 施設の所在地及び名称
奈良市三条本町1082番地
奈良市総合観光案内所
- 2 企画提案等に関する事項
 - (1) 外国人観光案内所としての機能強化に関する事項
 - ア 日本政府観光局（JNTO）が認定する外国人観光案内所の最高ランクであるカテゴリー3の取得に必要な全ての多言語案内表示、多言語対応設備等を有していること。
 - イ 外国人観光客に対するJR奈良駅から総合観光案内所への多言語での誘導表示を有していること。なお、なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）、JR奈良駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例（平成22年奈良市条例第56号）に配慮したものとすること。
 - ウ 観光客の利便性向上のための新しい設備を有していること。
 - エ 観光客からの預かり手荷物を効率的に収納できる設備を有していること。
 - オ 案内所に、オープンカフェの設置を予定している

ことから、そのスペースを考慮して提案すること。
(2) 近代化産業遺産の建物を活用した新たな魅力創造に関する事項
ア 総合観光案内所は近代化産業遺産等の認定を受けた建物であり、その外観・内装を活かした新しい魅力を創造すること。

以下省略

(平成27年5月1日揭示済)

奈良市告示第315号

平成27年奈良市告示第232号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成27年5月1日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成27年5月1日揭示済)

奈良市告示第316号

平成27年奈良市告示第232号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成27年5月1日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成27年5月1日揭示済)

奈良市告示第317号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集します。

平成27年5月1日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成27年5月1日揭示済)

奈良市告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年5月1日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居室 訪問リハビリテーション 介護予防 訪問リハビリテーション	平成27年1月27日
名称	主たる事務所の所在地		
きよ女性クリニック	奈良県奈良市石木町50番1		
清塚 康彦	奈良県奈良市六条緑町三丁目6-6-4		

(平成27年5月1日揭示済)

奈良市告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年5月1日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
門口 昂弘		柔道整復	平成27年4月15日
四条大路整骨院 (門口 昂弘)	奈良県奈良市四条大路五丁目5番1号 1F		

(平成27年5月1日掲示済)

おり告示します。

平成27年5月1日

奈良市告示第320号

奈良市長 仲川元庸

自動車臨時運行許可番号標番号を失効したので、次のと

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日	許可を受けた者の住所・氏名	許可年月日
奈良 2061	平成27年5月1日	省略	平成25年4月12日
奈良 2222	平成27年5月1日	省略	平成25年5月23日
奈良 2232	平成27年5月1日	省略	平成25年5月24日
奈良 2233	平成27年5月1日	省略	平成25年5月27日
奈良 2845	平成27年5月1日	省略	平成25年11月28日
奈良 2953	平成27年5月1日	省略	平成26年1月6日

(平成27年5月1日掲示済)

指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成27年5月1日

奈良市告示第321号

奈良市長 仲川元庸

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する

1 指定年月日 平成27年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102355	合同会社 あゆみ	630-8013	奈良県奈良市三条大路四丁目5番5号	訪問介護 あゆみ	630-8013	奈良県奈良市三条大路四丁目5番5号	居宅介護 重度訪問介護
2910102363	一般社団法人 ずいおう	630-8141	奈良県奈良市南 京終町646番地	訪問介護 いろは 多機能事業 所もとみ	630-8141	奈良県奈良市南 京終町四丁目337 番地1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 就労継続支援B型

(平成27年5月1日掲示済)

する指定一般相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第1項第1号の規定に基づき告示します。

平成27年5月1日

奈良市告示第322号

奈良市長 仲川元庸

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項に規定

1 指定年月日 平成27年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100652	一般社団法人 ずいおう	630-8141	奈良県奈良市南 京終町646番地	相談支援 るーぶ	630-8141	奈良県奈良市南 京終町四丁目337 番地1	地域移行支援

(平成27年5月1日掲示済)

に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。

平成27年5月1日

奈良市告示第323号

奈良市長 仲川元庸

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号

1 指定年月日 平成27年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100637	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532番地の3	相談支援センターくれよん	631-0052	奈良県奈良市中町500番1	計画相談支援
2930100652	一般社団法人ずいおう	630-8141	奈良県奈良市南京終町646番地	相談支援るーぷ	630-8141	奈良県奈良市南京終町四丁目337番地1	計画相談支援
2930100645	株式会社すみれサポート	630-8033	奈良県奈良市五条一丁目2番30号	お花畑	631-0846	奈良県奈良市平松一丁目27番1号2階	計画相談支援

(平成27年5月1日揭示済)

奈良市告示第324号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました
1 指定年月日 平成27年5月1日

たので、同法第24条の37第1項第1号の規定に基づき告示します。

平成27年5月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970101040	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532番地の3	相談支援センターくれよん	631-0052	奈良県奈良市中町500番1	障害児相談支援
2970101065	一般社団法人ずいおう	630-8141	奈良県奈良市南京終町646番地	相談支援るーぷ	630-8141	奈良県奈良市南京終町四丁目337番地1	障害児相談支援
2970101057	株式会社すみれサポート	630-8033	奈良県奈良市五条一丁目2番30号	お花畑	631-0846	奈良県奈良市平松一丁目27番1号2階	障害児相談支援

(平成27年5月1日揭示済)

奈良市告示第325号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項、第53条第1項、第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定

地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第78条の11第1号、第85条第1号、第115条の10第1号及び第115条の20第1号の規定により公示します。

平成27年5月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970106973	奈良市南京終四丁目337番地1	訪問介護いろは	奈良市南京終町646番地	一般社団法人ずいおう	平成27年5月1日
2970106981	奈良市三条大路四丁目5番5号	訪問介護あゆみ	奈良市三条大路四丁目5番5号	合同会社あゆみ	平成27年5月1日
2970106965	奈良市三条大路四丁目5番5号	ケアプランセンターあゆみ	奈良市三条大路四丁目5番5号	合同会社あゆみ	平成27年5月1日
2970106932	奈良市富雄北三丁目9番15号	訪問介護ステーション一福	奈良市富雄北三丁目9番15号	合同会社福ちゃん	平成27年5月1日

2970106999	奈良市学園北一丁目3番2号	居宅介護支援センターらくじ苑学園前	奈良市南京終町13番地の4	社会福祉法人楽慈会	平成27年5月1日
2970106940	奈良市神殿町49番地1	介護支援センターどんぐり	奈良市神殿町49番地1	株式会社心木	平成27年5月1日
2970106957	奈良市西大寺芝町一丁目5番6号	ケアサービス寿寿西大寺	大阪府東大阪市横小路町四丁目6番18号	株式会社寿寿	平成27年5月1日
2960190367	奈良市あやめ池南一丁目1番14号	アコール訪問看護ステーション	奈良市あやめ池南一丁目1番14号	株式会社共栄	平成27年5月1日
2990100345	奈良市阪原町803番1	阪原コスモスの里	奈良市大宮町四丁目241番地1	医療法人仁慈会	平成27年5月1日

(平成27年5月1日揭示済)

奈良市告示第326号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年5月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

道路緊急修繕工事（西北部 その1）ほか17件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成27年5月1日揭示済)

奈良市告示第327号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年5月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

中央武道場（主道場・中道場）屋根改修及び鴻ノ池陸上競技場内部改修に伴う建築設計業務委託ほか5件（各業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成27年5月1日揭示済)

奈良市告示第328号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により学園朝日元町二丁目北自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年5月1日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市学園朝日元町二丁目472番地の4	奈良市学園朝日元町二丁目559番地の8
代表者の氏名及び住所	日比 緑子 奈良市学園朝日元町二丁目472番地の4	田中 終吉 奈良市学園朝日元町二丁目559番地の8

2 変更の年月日

平成27年4月5日

(平成27年5月1日揭示済)

奈良市告示第329号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成27年5月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日

平成27年5月1日

2 指定した道路の名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・105号平城学園前線による事業計画道路

3 指定した道路の幅員

16.0m

4 指定した道路の延長

186.0m

5 指定した道路の区域

奈良市西大寺赤田町一丁目833番地地先から
奈良市西大寺赤田町二丁目1000番地の4地先まで

(平成27年5月1日揭示済)

奈良市告示第330号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年5月7日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 市道尾山西浦線道路改良事業嘱託登記業務委託
- (2) 業務場所 奈良市月ヶ瀬尾山地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成28年3月31日までとする。
- (4) 業務概要 嘱託登記業務一式
- (5) 予定価格 9,040円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限価格 5,424円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成27年5月7日揭示済）

奈良市告示第331号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年5月7日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 市道西部第729号線道路改良事業嘱託登記業務委託
- (2) 業務場所 奈良市中町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成28年3月31日までとする。
- (4) 業務概要 嘱託登記業務一式
- (5) 予定価格 14,460円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限価格 8,676円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成27年5月7日揭示済）

奈良市告示第332号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに該当区域における住居表示の方法、街区符号を次のように定めたので、同条第3項の規定により告示します。

平成27年5月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 実施区域 別図のとおり
- 2 実施期日 平成27年5月18日

- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号 別図のとおり
- 5 住居番号 該当なし
別図省略

（平成27年5月7日揭示済）

奈良市告示第333号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成27年5月7日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

（平成27年5月7日揭示済）

奈良市告示第334号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

平成27年5月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公聴会開催の日時及び場所
日時：平成27年6月14日（日） 午後2時から
場所：奈良市役所中央棟6階正庁
- 2 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路
3. 4. 107号 四条線
3. 4. 125号 大森西町線
7. 6. 102号 JR高架側道4号線
- 3 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市三条松町、恋の窪一丁目、三条川西町、四条大路南町、四条大路一丁目、大安寺町、南新町、柏木町、五条町、尼辻町、大森町、大森西町、大安寺七丁目、大安寺三丁目
- 4 変更に係る都市計画の案の閲覧
期間：平成27年5月8日（金）から平成27年6月12日（金）まで
場所：奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び奈良市都市整備部都市計画課
- 5 公述申出書の提出方法及び提出期限
公聴会に出席して意見を述べようとする者（奈良市の住民及びその他の利害関係人に限ります。）は、公述申出書に変更案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を併記した文書一通（参考様式参照）を奈良市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画課（奈良市二条大路南一丁目1番1号）に平成27年6月8日（月）までに必着するよう提出してください。
- 6 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べる者が公述申出書を提出した者のうちから市長が選定し、その旨を通知した者とします。

7 公聴会及び変更案に関する問い合わせ

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画課

(平成27年5月8日揭示済)

奈良市告示第335号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年5月8日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 史跡法華寺旧境内保存用地取得事業嘱託登記業務
- (2) 業務場所 奈良市法華寺町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成28年2月29日までとする。
- (4) 業務概要 嘱託登記業務一式
- (5) 予定価格 19,040円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限価格 11,424円(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年5月8日揭示済)

奈良市告示第336号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年5月8日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 史跡大安寺旧境内保存用地取得事業嘱託登記業務
- (2) 業務場所 奈良市東九条町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成28年2月29日までとする。
- (4) 業務概要 嘱託登記業務一式
- (5) 予定価格 19,040円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限価格 11,424円(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年5月8日揭示済)

奈良市告示第337号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定によりこぶしが丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年5月8日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	坂本 良子 奈良市都祁こぶしが丘3535番地の47	定森 泰男 奈良市都祁こぶしが丘3906番地の10

2 変更の年月日

平成27年4月5日

(平成27年5月8日揭示済)

奈良市告示第338号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年5月8日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 焼却炉ごみクレーン運転管理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成28年3月31日までとする。
- (4) 業務内容 ごみクレーンの運転操作によりごみピット内のごみを均一攪拌したのち焼却炉1号炉から4号炉へ各炉に投入することとし、クレーン運転日誌への記入を行うこととする。

以下省略

(平成27年5月8日揭示済)

奈良市告示第339号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年5月8日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年2月13日 奈良市指令都整開 第14A-34号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成27年5月8日 第1465号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中登美ヶ丘六丁目102番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 大和郡山市小泉町725番1
 奈良日産自動車株式会社
 代表取締役社長 山本 隆勇
 (平成27年5月8日揭示済)

奈良市告示第340号
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。
 平成27年5月11日
 奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
田中 克典		柔道整備	平成27年3月10日
たなか鍼灸整骨院 (田中 克典)	奈良県奈良市鶴舞東町2番13号 VIVビル102号		
田中 克典		はり・きゅう	平成27年3月10日
たなか鍼灸整骨院 (田中 克典)	奈良県奈良市鶴舞東町2番13号 VIVビル102号		

(平成27年5月11日揭示済)

奈良市告示第341号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	奈良市空家等実態調査及び(仮)奈良市空家等対策計画策定支援業務委託
業務内容	奈良市全域の空家等の実態把握調査及び奈良ブランド推進課が行う実地調査から得られたデータを基に、空間データを作成し、統合型GISに格納する。さらに、実態把握調査の結果を基に(仮)奈良市空家等対策計画の策定支援を行うものである。
委託期間	契約締結の日から平成28年3月31日まで
契約形式	委託契約

市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。
 平成27年5月11日
 奈良市長 仲川 元庸

以下省略

(平成27年5月11日揭示済)

奈良市告示第342号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により西大寺竜王町一・二丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。
 平成27年5月11日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	代表者 橋本 紘一郎 奈良市西大寺竜王町一丁目1番12号	代表者 宮地 幸雄 奈良市西大寺竜王町一丁目4番44-3号

2 変更の年月日

平成27年4月12日

(平成27年5月11日揭示済)

奈良市告示第343号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により都祁友田町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。
 平成27年5月11日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	北谷 正裕 奈良市都祁友田町842番地の2	森下 昌明 奈良市都祁友田町128番地

2 変更の年月日

平成27年4月1日

(平成27年5月11日揭示済)

奈良市告示第344号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年5月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年5月12日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円	（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成27年5月12日揭示済)

奈良市告示第345号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成27年5月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定年月日
平成27年5月13日
- 2 指定した道路の名称
奈良市道中部406号線整備計画道路
- 3 指定した道路の幅員
11.448m～13.625m
- 4 指定した道路の延長
207.4m
- 5 指定した道路の区域
奈良市六条西四丁目889番2地先から

奈良市六条西四丁目1207番2地先まで
(平成27年5月13日揭示済)

奈良市告示第346号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域を次のとおり変更します。

平成27年5月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更の年月日
平成27年5月18日
- 2 街区の区域の変更
大安寺七丁目の一部
別図1を別図2に示すとおりに変更します。

別図1及び別図2省略

(平成27年5月13日揭示済)

奈良市告示第347号

奈良市高齢者保健福祉推進協議会開催要綱を次のように定める。

平成27年5月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市高齢者保健福祉推進協議会開催要綱
(趣旨)

第1条 奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画の推進及び見直しに当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めため、奈良市高齢者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 協議会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

(1) 奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画の推進に関すること。

(2) 奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに関すること。

(3) その他前2号に関連する事項に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

(1) 学識経験のある者

(2) 保健、医療及び福祉関係団体並びに市民を代表する者

(3) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して協議会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 協議会の参加者は、その互選により協議会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料

の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、協議会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、介護福祉課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年5月13日から施行する。

(奈良市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱の廃止)

2 奈良市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱(平成13年奈良市告示第59号)は、廃止する。

(平成27年5月13日揭示済)

奈良市告示第348号

奈良市地域密着型サービス運営委員会開催要綱を次のように定める。

平成27年5月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域密着型サービス運営委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援(以下「サービス」という。)の適正な運営を確保するに当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、奈良市地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) サービス事業者の指定に関すること。
- (2) サービスの指定基準及び介護報酬の改定に関すること。
- (3) サービスの質の確保、運営評価その他市長がサービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体並びに市民を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して協議会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、委員会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、介護福祉課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年5月13日から施行する。

(奈良市地域密着型サービス運営委員会設置要綱の廃止)

2 奈良市地域密着型サービス運営委員会設置要綱(平成18年奈良市告示第8号)は、廃止する。

(平成27年5月13日揭示済)

奈良市告示第349号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年5月13日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
谷本 利雄		あんま	平成27年4月30日
訪問マッサージ祥あん (谷本 利雄)	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目 5番16-1号		

(平成27年5月13日揭示済)

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第350号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年5月13日

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
松浦 耕作		あんま	平成27年4月27日
訪問マッサージ祥あん (松浦 耕作)	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目 5番16-1号		
(平成27年5月13日揭示済)		したので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。	
奈良市告示第351号 生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があります		平成27年5月13日	奈良市長 仲川 元 庸
医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日	
桃井歯科月ヶ瀬診療所	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山2790	平成27年3月31日	
(平成27年5月13日揭示済)		定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。	
奈良市告示第352号 生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条第1項の規		平成27年5月13日	奈良市長 仲川 元 庸
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日	
とみお岩崎クリニック	奈良県奈良市二名三丁目1046番1	平成27年5月1日	
なおひこころのクリニック	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1-63 サンワシティ3F	平成27年5月1日	
オレンジ薬局 奈良三条店	奈良県奈良市三条大宮町3番43号	平成27年5月1日	
サン薬局 二名店	奈良県奈良市二名三丁目1046-1	平成27年5月1日	
(平成27年5月13日揭示済)		地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。	
奈良市告示第353号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。		平成27年5月15日	奈良市長 仲川 元 庸
平成27年5月14日		1 入札に付する事項 道路修繕工事(芝辻町一丁目地内・中部第610号線) ほか63件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、 予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出 価格は別表のとおり)	
奈良市長 仲川 元 庸		以下省略	
1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。		(平成27年5月15日揭示済)	
2 移動年月日 平成27年5月14日		奈良市告示第355号	
3 移動対象区域 近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周 辺自転車等放置禁止区域		次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第 1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第 2条の規定により公告します。	
以下省略		平成27年5月15日	
(平成27年5月14日揭示済)		奈良市長 仲川 元 庸	
奈良市告示第354号 次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、		1 入札に付する事項	

中部公民館空調設備改修に伴う設計業務委託ほか4件
(各業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり)

以下省略

(平成27年5月15日揭示済)

奈良市告示第356号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年5月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	東南アジアにおける訪日旅行者向けプロモーション業務委託
業務内容	対象市場に対するセールスコール、観光見本市へのブース出展等
委託期間	契約締結の日から平成28年3月31日まで
契約形式	委託契約

以下省略

(平成27年5月15日揭示済)

奈良市告示第357号

奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年5月15日

奈良市長 仲川元庸

奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱(平成26年奈良市告示第362号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成27年度奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱第1条中「実施する」の次に「、平成27年度の」を加える。

第2条第2号中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条第1項中「1万円」を「6,000円」とし、同条第2項を削る。

第5条中「平成26年9月1日から同年12月1日まで」を「平成27年9月1日から平成28年2月1日まで」に、「平成26年9月1日から平成27年2月27日まで」を「平成27年9月1日から平成28年2月29日まで」に改める。

第7条第1項第1号中「平成26年」を「平成27年」に改める。

第8条第2項から第4項までの規定中「別表第1」を「別表」に改める。

第11条第1項中「(次項において「不当利得」という。)」を削り、同条第2項を削る。

別表第1第1号④中「平成8年」を「平成9年」に、「平成6年」を「平成7年」に改め、同号④オ中「児童自立生活援助事業」の次に「における住居」を加え、同号⑤イ中「保護命令(」の次に「配偶者からの暴力を理由に避難している者」にあっては、」を加え、同号⑥中「平成26年度」を「平成27年度」に改め、同表第2号①中「同年3月31日」を「平成27年10月1日」に改め、同号②中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「同年3月31日」を「平成27年10月1日」に改め、同号③中「同年3月31日」を「平成27年10月1日」に改め、同号④中「とき」を「者」に、「同年3月31日」を「平成27年10月1日」に改め、同表第6号①中「。以下この①において「障害者虐待防止法」という。」を削り、「、障害者虐待防止法」を「、同法」に改め、同号②中「昭和24年」を「昭和25年」に改め、「。以下この②において「高齢者虐待防止法」という。」を削り、「、高齢者虐待防止法」を「、同法」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

別記第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

別記
第1号様式(第6条関係)

〔世帯用〕

臨時福祉給付金(平成27年度) 申請書(請求書)

※この申請書(請求書)は、世帯における扶養者が、その扶養親族等で同一の世帯にいる申請・受給者を代理し、
まとめて臨時福祉給付金を申請・請求及び受給する場合にご利用いただくものです。



平成27年1月1日時点の住民票所在市区町村
奈良市長

1. 申請・受給者 記入日 平成 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
Ⓜ	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

*記名押印に代えて署名することができます。
※裏面の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金を申請します。
住所(平成27年1月1日時点の住民票所在地)
※現住所と同じ場合は記載不要

2. 上記1.の申請・受給者の扶養親族等であって同一の世帯に属する支給対象者

上記1.の申請・受給者(以下【a】といいます。)が、その扶養親族等で同一の世帯にいる支給対象者(以下【b】といいます。)を代表して、代理申請・受給する場合には、【b】の氏名等を下の欄に御記入ください(この場合、【b】は、それぞれ裏面(1)～(6)に誓約・同意し、【a】に申請・請求及び受給を委任するものとします。)

	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日
1	Ⓜ	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
2	Ⓜ	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
3	Ⓜ	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
4	Ⓜ	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
5	Ⓜ	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

*記名押印に代えて署名することができます。

3. 受取方法

(希望する受取方法(下記のA、B又はC)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

A 昨年度と同じ金融機関口座(下記)への振込を希望

金融機関名	支店名	口座名義 (カタカナ)

B 現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。)

※上記「A」欄に記載の無い方や、新規口座への振込希望の方は、以下の欄に正確にご記入ください。

C 新たに指定した金融機関口座(1.の申請・受給者の口座に限ります。)への振込を希望

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1普通 2当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

(申請書裏面)

「誓約・同意事項」

- (1) 平成27年度分の市民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等(2.の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、奈良市が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、奈良市において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 奈良市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成28年3月31日までに、奈良市が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、奈良市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金の支給後、平成27年度分の市民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。

本人確認書類 写し 貼付け

- 本人が確認できる書類 (写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)
- ※ 代理申請・受給を希望される場合は、表面1.の申請・受給者に加え、代理人の本人確認書類(必要に応じて代理関係を確認できる書類)も添付してください。
- ※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

振込先金融機関口座確認書類 (※表面の「3. 受取方法」で「C」を選択された方のみ、書類の添付が必要)

写し 貼付け

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

第2号様式(第6条関係)

〔個人用〕

臨時福祉給付金(平成27年度) 申請書(請求書)

※ この申請書(請求書)は、原則として、単身世帯の方などが御自身で申請・受給をされる場合にご利用いただくものです。

平成27年1月1日時点の住民票所在市区町村
奈良市長



1. 申請・受給者 記入日 平成 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
氏名	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	住所 (平成27年1月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要
			電話 ()

*記名押印に代えて署名することができます。
※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金を申請します。

2. 上記1. の申請・受給者に扶養者がいる場合

平成27年1月1日時点で、上記1. の申請・受給者を扶養していた方(扶養者)があり、その住民票所在地が平成27年1月1日時点で奈良市内にあった場合は下の同意欄(A)に扶養者が氏名等を記入してください。また、扶養者の住民票所在地が平成27年1月1日時点で別の市区町村内にあった場合は、扶養者の平成27年度分の納税証明書(いわゆる非課税証明書)を添付の上、下の欄(B)に氏名等を記入してください。

【扶養者の住民票所在地が奈良市内にある場合(A)】

扶養者	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	住所 (平成27年1月1日時点の住民票所在地を記載)
	氏名	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	住所 電話 ()

下記事項に同意します。
・平成27年度分の市民税(均等割)の計算において課税される所得金額がありません。
・上記1. の申請・受給者に関する臨時福祉給付金の支給要件の該当性等を審査するため、奈良市が私について必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供等を他の行政機関等に求めることに同意します。

記入日 平成 年 月 日

*記名押印に代えて署名することができます。

【扶養者の住民票所在地が別の市区町村内にある場合(B)】(非課税証明書を添付してください。)

扶養者	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	住所 (平成27年1月1日時点の住民票所在地を記載)
	氏名	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	住所 電話 ()

3. 受取方法

(希望する受取方法(下記のA、B又はC)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

A 昨年度と同じ金融機関口座(下記)への振込を希望

金融機関名	支店名	口座名義 (カタカナ)

B 現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。)

※上記「A」に記載の無い方や、新規口座への振込希望の方は、以下の欄に正確にご記入ください。

C 新たに指定した金融機関口座(1. 申請・受給者又は4. 代理人の口座に限ります。)への振込を希望

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)				(フリガナ) 口座名義
			1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

裏面も記入

(申請書裏面)

4. 代理申請・受給を行う場合

記入日		平成 年 月 日			
代理人	(フリガナ) 代理人氏名	代理人 性別	申請・受給 者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	①	男・女	1. 同一世帯 2. 法定代理人 3. その他	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 臨時福祉給付金の申請・請求 申請・請求及び受給				を委任します。 申請・受給者 ①	

* 記名押印に代えて署名することができます。

※申請・受給者との関係(代理申請・受給が可能な方一覧)

1. 同一世帯：平成27年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者
2. 法定代理人：親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人
3. その他：親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が特に認める方

「誓約・同意事項」

- (1) 平成27年度分の市民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等を審査するため、奈良市が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、奈良市において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 奈良市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成28年3月31日までに、奈良市が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、奈良市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金の支給後、平成27年度分の市民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。

本人確認書類
写し 貼付け

- 本人が確認できる書類(写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)
 - ※ 代理申請・受給を希望される場合は、表面1.の申請・受給者に加え、代理人の本人確認書類(必要に応じて代理関係を確認できる書類)も添付してください。
 - ※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

振込先金融機関口座確認書類

(※表面の「3. 受取方法」で「C」を選択された方のみ書類の添付が必要)

写し 貼付け

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

一部の方のみ添付が必要な書類

(※ほとんどの方は添付の必要がありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要)

写し 貼付け

- 扶養者の非課税証明書(表面2.の【扶養者の住民票所在地が別の市区町村内にある場合(B)】に記載の方)

第3号様式(第6条関係)

【施設入所等児童等用】

臨時福祉給付金(平成27年度) 申請書(請求書)

※ この申請書(請求書)は、施設入所等児童等の入所する施設の職員等が、当該児童等に係る臨時福祉給付金の申請を代理し、まとめて臨時福祉給付金を申請するほか、施設入所等児童等がご自身で申請される場合にご利用いただくものです。

施設等が所在する市区町村
奈良市長



施設等の名称 | 施設等の種類 | 設置者等の氏名(法人名等)
施設等が所在する住所又は里親住所地
電話 ()

- 1. 申請方法(申請方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入して下さい。)
□ A 施設職員等による代理申請 → 下記の2. 5. 6. (A)を記載するとともに、3. の記載内容をもとに、別紙様式1を記載、添付してください。
□ B 本人による申請 → 下記の4. 5. 6. (B又はC)を記載してください。

2. 代理申請を行う者
記入日 平成 年 月 日
代理人 (フリガナ) 代理人 性別 代理人生年月日(西暦) 代理人の施設等における役職
代理人 代理人氏名 男・女 年 月 日

* 記名押印に代えて署名することができます。

※ 裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金(対象者1人につき6,000円)を申請します。

- 3. 上記2. の者が所属する施設等に入所等している支給対象者
上記2. の代理申請を行う者(以下[a]といいます。)が、その者が所属する施設等に入所等している支給対象者(以下[b]といいます。)を代理して、申請する場合には、[b]の氏名等及び受取口座を別紙様式1にご記入ください(この場合、[b]は、それぞれ裏面(1)~(6)に誓約・同意し、[a]に申請・請求を委任するものとします。)。

4. 申請・受給者
記入日 平成 年 月 日
氏名(フリガナ) 性別 生年月日(西暦) 住所(平成27年1月1日時点の住民票所在地)
氏名 男・女 年 月 日 ※「施設等が所在する住所又は里親住所地」と同じ場合は記載不要

* 記名押印に代えて署名することができます。

※ 裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金(対象者1人につき6,000円)を申請します。

5. 支給額(請求額)
支給対象者 人 × 6,000円 = 支給額(請求額) の合計 円

※4. の申請・受給者または別紙様式1の支給対象者の合計

- 6. 受取方法(希望する受取方法(下記のA、B又はC)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)
□ A 支給対象者ごとに別紙様式1記載の指定の金融機関口座への振込を希望(施設職員等による代理申請の場合)
□ B 指定の金融機関口座(4. の申請・受給者の口座に限ります。)への振込を希望

【受取口座記入欄】

金融機関名 支店名 分類 口座番号(右詰めでお書きください。) (フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 本・支店 1普通
2.金庫 6.漁協 本・支所
3.信組 7.信漁連 出張所
4.信連 店番号 2当座

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

- C 現金による支給を希望
(1. でBを選択しており、金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは 月 日からとなります。)

(申請書裏面)

「誓約・同意事項」

- (1) 平成27年度分の市民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等(別紙様式1記載の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、奈良市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、奈良市において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 奈良市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成28年3月31日までに、奈良市が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、奈良市は当該申請が取下げられたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金の支給後、平成27年度分の市民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。

本人確認書類
写し 貼付け

(施設職員等による代理申請の場合)

- 代理申請を行う者の本人確認書類及び施設名、施設設置者が確認できる書類の写し

例)措置決定通知書、代理申請者と施設との関係を証する書類、援助の実施を証明する書類 等

(本人による申請の場合)

- 本人が確認できる書類の写し (写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)

振込先金融機関口座確認書類
写し 貼付け ※

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

※ 1. のAIに基づき別紙様式1に記載する場合は、各支給対象者の受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写しを別紙様式2により添付してください。

枚数 / 総枚数

枚目

臨時福祉給付金(平成27年度)申請書(請求書)(施設入所等児童等用)(別紙様式1)

○施設等に入所等している支給対象者

※支給対象者は、氏名が50音順になるよう記載してください。全ての支給対象者が記載できない場合は、用紙を追加してください。

※支給対象者一人一人の受取口座が分かる振込先金融機関口座権認書類(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳がキャッシュカードの写し)を、別紙様式2に貼り付けて添付してください。

No	氏名 (フリガナ)	性別	生年月日 (西暦)	受取口座記入欄			口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義 (フリガナ)
				金融機関名	支店名	分類		
1		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信濃連	本店 支店 支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
2		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信濃連	本店 支店 支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
3		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信濃連	本店 支店 支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
4		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信濃連	本店 支店 支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
5		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信濃連	本店 支店 支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
6		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信濃連	本店 支店 支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
7		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信濃連	本店 支店 支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
8		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信濃連	本店 支店 支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
9		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信濃連	本店 支店 支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
10		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信濃連	本店 支店 支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		

※ゆうちよ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入金のない口座を記入しないでください。

(別紙様式1 裏面)

※支給対象者は、氏名が50音順になるよう記載してください。全ての支給対象者が記載できない場合は、用紙を追加してください。

No	氏名 (フリガナ)	性別	生年月日 (西暦)	金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義 (フリガナ)
				金融機関名	支店名				
11		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 出張所	普通 2当座			
12		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 出張所	普通 2当座			
13		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 出張所	普通 2当座			
14		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 出張所	普通 2当座			
15		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 出張所	普通 2当座			
16		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 出張所	普通 2当座			
17		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 出張所	普通 2当座			
18		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 出張所	普通 2当座			
19		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 出張所	普通 2当座			
20		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 出張所	普通 2当座			

※ゆうち、銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期期間入金のない口座を記入しないでください。

※ 上記支給対象者のうち、入所して間もないために本人名義の口座を開設していない等、特段の理由がある者に限り、代理受給を行うための受取口座(小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設等の設置者の口座に限る。)をご記入ください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義 (フリガナ)
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 出張所 店番号	普通 2当座		

※ゆうち、銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期期間入金のない口座を記入しないでください。

振込先金融機関口座確認書類 貼付用紙(別紙様式2)

枚数

総枚数

枚目

振込先金融機関口座確認書類

写し 貼付け ※

○ 各支給対象者の受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

※ 通帳かキャッシュカードの写しには、どの支給対象者の受取口座であるかが分かるよう、各支給対象者ごとに別紙様式1の「No」欄の番号を記載し、上から番号順に貼付してください。

○ 確認書類を貼り付けるスペースが足りない場合は、用紙を追加してください。

附 則

この告示は、平成27年5月15日から施行する。
(平成27年5月15日揭示済)

奈良市告示第358号

奈良市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年5月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱（平成26年奈良市告示第363号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

平成27年度奈良市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この要綱は、「平成27年度子育て世帯臨時特例給付金支給要領」（平成27年4月13日付け雇児発0413第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、消費税引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施する、平成27年度の子育て世帯臨時特例給付金支給事業について、必要な事項

を定める。

第3条第2項中「1万円」を「3,000円」とする。

第4条中「平成26年9月1日から同年12月1日まで」を「平成27年6月1日から同年11月2日まで」に、「平成26年9月1日から平成27年2月27日まで」を「平成27年6月1日から平成28年2月29日まで」に改める。

第5条第1項中「又は第2号様式」を「から第3号様式まで」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第2条・第5条関係）

支給対象者

(1) 子育て世帯臨時特例給付金（以下「給付金」という。）は、平成27年6月分の児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（以下「児童手当」という。）の支給を受ける者に対して支給する。

(2) (1)に規定するほか、給付金は、平成27年5月31日（以下「基準日」という。）において児童手当の支給要件に該当するものとして市が認める者に対して支給する。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に(1)又は(2)に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>① (1)又は(2)に規定する者が死亡した場合（この(3)の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の対象児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 基準日における児童手当（児童手当法附則第2条第1項の給付を含む。以下この②において同じ。）の支給要件に該当する者に係る児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。）が同法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを(1)又は(2)に規定する者に給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）その他の当該支給要件に該当する者を基準日における児童手当の支給要件に該当するものとして認める市町村が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童</p>
<p>③ (1)又は(2)に規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしていない当該者の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）が市に避難している場合において、市に対して当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求（市が適当と認める場合にあっては、給付金の支給を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。別表第3の(2)の⑥において同じ。）をし、市による当該認定の請求に関する通知が(1)又は(2)に規定する者に対して給付金を支給する市町村に到達した場合（当該(1)又は(2)に規定する者に対して給付金を支給する市町村が市であるときは、当該認定の請求を受けた場合）</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>

別表第2（第2条関係）

対象児童

別表第1の(1)に規定する者に支給される給付金の対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は当該者に支給される平成27年6月分の児童手当に係る児童、同表の(2)に規定する者に支給される給付金の対象児童は同表の(2)の規定により児童手当の支給要件に該当するものと市が認めた者に係る児童とする（同表の(3)の表の①から③までの右欄に掲げる者に支給される給付金の対象児童については、これを準用する。）。ただし、対象児童が次の①及び②に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- ① 基準日の翌日から給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合
- ② 給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない場合

別表第3（第5条関係）

支給の申請

(1) 市から平成27年6月分の児童手当を支給される者は、市に対して支給の申請を行う。

(2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑥までに掲げる者は、市に対して支給の申請を行う。

- ① 別表第1の(1)に規定する者のうち、児童手当法第17条第1項に規定する公務員であって、当該公務員に係る同項の規定により読み替えて適用する同法第7条第1項の認定をした同法第17条第1項の表の下欄に掲げる者その他これらの者に準ずる者に基準日における当該公務員の住所地を市として把握されている者
- ② 別表第1の(2)に規定する者のうち、基準日において市の住民基本台帳に記録されている者（⑥に掲げる者に該当するものを除く。）
- ③ 別表第1の(2)に規定する者のうち、基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（⑥に掲げる者に該当するものを除く。）
- ④ 別表第1の(3)の表の①の左欄に掲げる場合における同表の①の右欄に掲げる者（当該者に係る別表第1の(1)又は(2)に規定する者がこの表の規定により、市に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。）
- ⑤ 別表第1の(3)の表の②の左欄に掲げる場合における同表の②の右欄に掲げる者（当該者が入所等している児童手当法第3条第3項各号に掲げる施設等の所在地が市である場合に限る。）
- ⑥ 別表第1の(3)の表の③の左欄に掲げる場合におけ

る同表の③の右欄に掲げる者（市に対し、対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求をした者に限る。）

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

別記 第1号様式(第5条関係)

(裏面)

受給者		職業		住所		配属者の有無		配属者の氏名		提出年月日		※受付確認年月日	
氏名	性別	生年月日	明治 大正 昭和 平成	職業	住所	有	無	(ふりがな)	電話	平成	平成	平成	平成
加入している年金等の 年金手帳、組合員証 又は加入者証の種類	男・女	続柄	同居・別居 の別	海外留学をしている 場合の出国年月	住所	有	無	生計 関係	※児童との関係で、 該当する場合は○印	※3歳以上小学校修了後 の児童○印	平成	平成	ア、被用者 イ、公務員 ウ、被用者等でない者
ア、厚生年金保険 イ、私立学校職員共済 ウ、国家公務員共済			同・別			有	無	同一	未成年後見人				
エ、地方公務員等共済 オ、国民年金 カ、その他			同・別			有	無	維持	父母指定者				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母				
			同・別			有	無	同一	同居父母				
			同・別			有	無	維持	同居父母	</			

別記第1号様式の次に次の2様式を加える。

第1号様式の2(第5条関係)

子育て世帯臨時特例給付金(平成27年度) 申請書(請求書)

奈良市
受付印

平成27年6月分の児童手当支給等市区町村
奈良市長

1. 申請・請求者

記入日	平成 年 月 日
-----	----------

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
Ⓜ	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

*記名押印に代えて署名することができます。

住所(平成27年5月31日時点の住民票所在地)
※現住所と同じ場合は記載不要

※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 対象児童

平成27年6月分の児童手当の支給対象児童(※)と同じ場合は、右のチェック欄(□)に『✓』を入れて下さい。 □

※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。

※平成27年6月分の児童手当の支給対象でない児童について、子育て世帯臨時特例給付金の請求をする場合は、奈良市の子育て世帯臨時特例給付金の相談窓口にお問い合わせください。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※対象児童1人につき3,000円になります。(詳細は記載要領を参照してください。)

4. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入して下さい。)

□A 児童手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)

□B 平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金の受給口座(Aと同じ場合を除く。)への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)
※平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた市区町村と、平成27年度の申請先市区町村が同一の場合に限る。

□C 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
※Cを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください(裏面を確認してください)。

【受取口座記入欄】受取方法としてCを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

□D 現金による支給を希望
(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは 月 日からとなります。)
※Dを選択した場合は本人確認書類を添付してください(裏面を確認してください)。

(裏面も確認してください。)

【誓約・同意事項】

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当します。
- (2) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件の該当性等を審査するため、奈良市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は奈良市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 奈良市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成28年3月31日までに、奈良市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、奈良市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、平成26年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯臨時特例給付金を返還します。

本人確認書類

(4. 受取方法にC・Dを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(4. 受取方法にCを選択した場合は提出してください。)

第1号様式の3(第5条関係)

子育て世帯臨時特例給付金(平成27年度) 申請書(請求書)

奈良市
受付印

平成27年6月分の児童手当支給等市区町村
奈良市長

1. 申請・請求者

記入日 平成 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
①	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
* 記名押印に代えて署名することができます。			住所 (平成27年5月31日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要

※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 対象児童

平成27年6月分の児童手当の支給対象児童等(※)について記入してください。
※「支給対象児童等」の範囲については記載要領を参照してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居 の別	現住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	平成 年 月 日	同・別	
2			男・女	平成 年 月 日	同・別	
3			男・女	平成 年 月 日	同・別	
4			男・女	平成 年 月 日	同・別	
5			男・女	平成 年 月 日	同・別	

※同居・別居の別については平成27年5月31日時点の状況を選択してください。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※対象児童1人につき3,000円になります。(詳細は記載要領を参照してください。)

4. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入して下さい。)

- A 児童手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)
- B 平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金の受給口座(Aと同じ場合を除く。)への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)
※平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた市区町村と、平成27年度の申請先市区町村が同一の場合に限る。
- C 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
※Cを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください(裏面を確認してください)。

【受取口座記入欄】受取方法としてCを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入金のない口座を記入しないで下さい。

- D 現金による支給を希望
(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは 月 日からとなります。)
※Dを選択した場合は本人確認書類を添付してください(裏面を確認してください)。

(裏面も確認してください。)

【誓約・同意事項】

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当します。
- (2) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件の該当性等を審査するため、奈良市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は奈良市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 奈良市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成28年3月31日までに、奈良市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、奈良市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、平成26年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯臨時特例給付金を返還します。

本人確認書類

(4. 受取方法にC・Dを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(4. 受取方法にCを選択した場合は提出してください。)

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第5条関係)

公務員	子育て世帯臨時特例給付金(平成27年度)申請書(請求書)	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <small>奈良市 受付印</small> </div>																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">平成27年5月31日時点の住民票所在市区町村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市区町村長</td> </tr> </table>		平成27年5月31日時点の住民票所在市区町村	市区町村長																																									
平成27年5月31日時点の住民票所在市区町村																																												
市区町村長																																												
1. 申請・請求者		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">記入日</td> <td style="width: 10%;">平成</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> </tr> </table>	記入日	平成	年	月	日																																					
記入日	平成	年	月	日																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(フリガナ) 氏名</td> <td style="width: 10%;">性別</td> <td style="width: 15%;">生年月日</td> <td style="width: 45%;">申請・請求者の現住所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Ⓜ</td> <td style="text-align: center;">男・女</td> <td style="text-align: center;">明治・大正・昭和・平成 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">電話 ()</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <small>*記名押印に代えて署名することができます。 ※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。</small> </td> <td style="text-align: center;">所属庁</td> <td style="text-align: center;">申請・請求者の住所(平成27年5月31日時点の住民票所在地) <small>※現住所と同じ場合は記入不要</small></td> </tr> </table>		(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所	Ⓜ	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()	<small>*記名押印に代えて署名することができます。 ※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。</small>		所属庁	申請・請求者の住所(平成27年5月31日時点の住民票所在地) <small>※現住所と同じ場合は記入不要</small>																															
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所																																									
Ⓜ	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()																																									
<small>*記名押印に代えて署名することができます。 ※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。</small>		所属庁	申請・請求者の住所(平成27年5月31日時点の住民票所在地) <small>※現住所と同じ場合は記入不要</small>																																									
2. 対象児童																																												
<small>平成27年6月分の児童手当の支給対象児童(※)について記入してください。 ※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。</small>																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 30%;">(フリガナ) 氏名</th> <th style="width: 5%;">続柄</th> <th style="width: 5%;">性別</th> <th style="width: 15%;">生年月日</th> <th style="width: 5%;">同居・別居 の別</th> <th style="width: 40%;">住所(別居の場合のみ記入)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">男・女</td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">同・別</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">男・女</td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">同・別</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">男・女</td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">同・別</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">男・女</td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">同・別</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">男・女</td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">同・別</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)	1			男・女	平成 年 月 日	同・別		2			男・女	平成 年 月 日	同・別		3			男・女	平成 年 月 日	同・別		4			男・女	平成 年 月 日	同・別		5			男・女	平成 年 月 日	同・別		
No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)																																						
1			男・女	平成 年 月 日	同・別																																							
2			男・女	平成 年 月 日	同・別																																							
3			男・女	平成 年 月 日	同・別																																							
4			男・女	平成 年 月 日	同・別																																							
5			男・女	平成 年 月 日	同・別																																							
<small>※同居・別居の別については平成27年5月31日時点の状況を選択してください。</small>																																												
3. 申請額・請求額																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">対象児童数</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 40%;">申請額・請求額</td> <td style="width: 30%;">円</td> </tr> </table>		対象児童数	人	申請額・請求額	円																																							
対象児童数	人	申請額・請求額	円																																									
<small>※対象児童1人につき3,000円になります。(詳細は記載要領を参照してください。)</small>																																												

公務員児童手当受給状況証明欄 <small>※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。 ※特例給付の対象の方(児童手当の所得制限限度額以上の方)は証明されません。</small>	証明欄 附番 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div>
申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記_____人 の対象児童に係る平成27年6月分の児童手当の受給者であること等について証明します。	
平成27年 月 日	
証明者	印
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 証明事務担当 担当課(室)・担当係 電話番号 </div>	

(裏面も確認してください。)

4. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入して下さい。)

- A 平成26年度子育て世帯臨時特例給付金振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)
※平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた市区町村と、平成27年度の申請先市区町村が同一の場合に限ります。
※Aを選択した場合は振込先金融機関口座確認書類の添付は不要です。
- B 児童手当振込口座(Aと同じ場合を除く。)への振込みを希望
※Bを選択した場合は振込先金融機関口座確認書類を添付して下さい。
- C 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
※Cを選択した場合は振込先金融機関口座確認書類を添付して下さい。

【受取口座記入欄】B又はCを選択する場合のみ記入して下さい。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ)
				口座名義
1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信漁連 4 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座	
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- D 現金による支給を希望
(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方の取扱いとなるため、原則A、B又はCを選択して下さい。)

【誓約・同意事項】

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当します。
- (2) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件の該当性を審査するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、平成26年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯臨時特例給付金を返還します。

振込先金融機関口座確認書類 (受取方法B又はCを選択した場合)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式(第5条関係)

〔施設入所等児童用〕

子育て世帯臨時特例給付金(平成27年度) 申請書(請求書)

※ この申請書(請求書)は、施設入所等児童の入所する施設の職員等が、当該児童等に係る子育て世帯臨時特例給付金の申請を代理し、まとめて申請するほか、施設入所等児童がご自身で申請される場合にご利用いただくものです。

施設等が所在する市区町村
奈良市長



施設等の名称	施設等の種類	設置者等の氏名 (法人名等)
施設等が所在する住所又は里親住所地		
電話 ()		

1. 申請方法(申請方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入して下さい。)
- A 施設職員等による代理申請 → 下記の2. 5. 6. (A)を記載するとともに、3. の記載内容をもとに、別紙様式1を記載、添付してください。
- B 本人による申請 → 下記の4. 5. 6. (B又はC)を記載してください。

2. 代理申請を行う者

		記入日	平成	年	月	日
代理人	(フリガナ)	代理人	代理人		代理人	
	代理人氏名	性別	代理人	生年月日	代理人の施設等	
		男・女		(西暦)	における役職等	
	印		年	月	日	

*記名押印に代えて署名することができます。

※ 裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、子育て世帯臨時特例給付金(対象者1人につき3,000円)を申請します。

3. 上記2. の者が所属する施設等に入所等している支給対象者
- 上記2. の代理申請を行う者(以下【a】といいます。)が、その者が所属する施設等に入所等している支給対象者(以下【b】といいます。)を代理して、申請する場合には、【b】の氏名等及び受取口座を別紙様式1に御記入ください(この場合、【b】は、それぞれ裏面(1)~(6)に誓約・同意し、【a】に申請・請求を委任するものとします。)

4. 申請・受給者

		記入日	平成	年	月	日
氏名	(フリガナ)	性別	生年月日	住所(平成27年5月31日時点の住民票所在地)		
	氏名			※「施設等が所在する住所又は里親住所地」と同じ場合は記載不要		
	印	男・女	年	月	日	

*記名押印に代えて署名することができます。

※ 裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、子育て世帯臨時特例給付金(対象者1人につき3,000円)を申請します。

5. 支給額(請求額)

支給対象者	人	× 3,000円 =	支給額(請求額)の合計	円
-------	---	------------	-------------	---

※4.の申請・受給者または別紙様式1の支給対象者の合計

6. 受取方法(希望する受取方法(下記のA、B又はC)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)
- A 支給対象者ごとに別紙様式1記載の指定の金融機関口座への振込みを希望(施設職員等による代理申請の場合)
- B 指定の金融機関口座(4.の申請・受給者の口座に限ります。)への振込みを希望

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	(フリガナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	店番号	1普通 2当座	(右詰めでお書きください。)	口座名義

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期入出金のない口座を記入しないでください。

- C 現金による支給を希望
- (1. でBを選択しており、金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは 月 日からとなります。)

(申請書裏面)

「誓約・同意事項」

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当します。
- (2) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件の該当性等を審査するため、奈良市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、奈良市において支給決定をした後は、子育て世帯臨時特例給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 奈良市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成28年3月31日までに、奈良市が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、奈良市は当該申請が取下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯臨時特例給付金を返還します。

本人確認書類
写し 貼付け

(施設職員等による代理申請の場合)

- 代理申請を行う者の本人確認書類及び施設名、施設設置者が確認できる書類の写し

例) 措置決定通知書、代理申請者と施設との関係を証する書類、援助の実施を証明する書類 等

(本人による申請の場合)

- 本人が確認できる書類の写し(住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)

振込先金融機関口座確認書類
写し 貼付け ※

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

※ 1. のAに基づき別紙様式1を記載する場合は、各支給対象者の受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写しを別紙様式2により添付してください。

枚数 / 総枚数 枚目

子育て世帯臨時特例給付金(平成27年度) 申請書(請求書)(施設入所等児童用)(別紙様式1)

施設等に入所等している支給対象者
 ※支給対象者は、氏名が50音順になるよう記載してください。全ての支給対象者が記載できない場合は、用紙を追加してください。
 ※支給対象者一人一人の受取口座が分かる振込先金融機関口座確認書類(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し)を、別紙様式2に貼り付けて添付してください。

No	氏名 (フリガナ)	性別	生年月日 (西暦)	金融機関名	支店名	受取口座記入欄		
						分類	口座番号 (左詰めでお書きください。)	口座名義 (フリガナ)
1		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
2		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
3		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
4		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
5		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
6		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
7		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
8		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
9		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
10		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		

※ゆづらよ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部(記載)を記入ください。
 ※長期閉入出金のない口座を記入しないでください。

(別紙様式1 裏面)

※支給対象者は、氏名が50音順になるよう記載してください。全ての支給対象者が記載できない場合は、用紙を追加してください。

No	氏名 (フリガナ)	性別	生年月日 (西暦)	金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義 (フリガナ)
				金融機関名	支店名	支店名	口座番号			
11		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 本出張所	店番号	1.普通 2.当座			
12		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 本出張所	店番号	1.普通 2.当座			
13		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 本出張所	店番号	1.普通 2.当座			
14		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 本出張所	店番号	1.普通 2.当座			
15		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 本出張所	店番号	1.普通 2.当座			
16		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 本出張所	店番号	1.普通 2.当座			
17		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 本出張所	店番号	1.普通 2.当座			
18		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 本出張所	店番号	1.普通 2.当座			
19		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 本出張所	店番号	1.普通 2.当座			
20		男・女	年 月 日	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 本出張所	店番号	1.普通 2.当座			

※ゆうちよ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※ 上記支給対象者のうち、入所して間もないために本人名義の口座を開設していない等、特段の理由がある者に限り、代理受給を行うための受取口座(小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設等の設置等の設置者の口座に限る。)をご記入ください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義 (フリガナ)
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本支店 本支所 本出張所 店番号		

※ゆうちよ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

振込先金融機関口座確認書類 貼付用紙(別紙様式2)

枚数

総枚数

枚目

振込先金融機関口座確認書類

写し 貼付け ※

- 各支給対象者の受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し
- ※ 通帳かキャッシュカードの写しには、どの支給対象者の受取口座であるかが分かるよう、各支給対象者ごとに別紙様式1の「No」欄の番号を記載し、上から番号順に貼付して下さい。
- 確認書類を貼り付けるスペースが足りない場合は、用紙を追加して下さい。

附 則

この告示は、平成27年5月15日から施行する。
(平成27年5月15日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第8号

庁 中 一 般
関 係 各 所

平成27年国勢調査奈良市実施本部設置規程を次のように定める。

平成27年5月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

平成27年国勢調査奈良市実施本部設置規程

(目的及び設置)

第1条 平成27年国勢調査(以下「調査」という。)の実施に当たり、調査を円滑かつ効率的に遂行し、調査事務の万全を期するため、平成27年国勢調査奈良市実施本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 調査実施の総合企画調整に関すること。
- (2) 国勢調査指導員(以下「指導員」という。)及び国勢調査員(以下「調査員」という。)に関すること。
- (3) 調査の広報に関すること。
- (4) 調査の実査及び審査に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項(本部長及び理事)

第3条 本部に本部長及び理事を置き、本部長には総務部長を、理事には市民生活部長をもって充てる。

2 本部長及び理事は、本部の事務を総括する。

(副本部長)

第4条 本部に副本部長を置き、総務部参事、市民生活部次長、西部出張所長、月ヶ瀬行政センター所長及び都祁行政センター所長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長及び理事を補佐し、本部長及び理事に事故があるときは、本部長があらかじめ定める者がその職務を代理する。

3 副本部長のうち、次の表の左欄に掲げる者は、その区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる所管区域における本部の事務を掌理する。

副本部長	所 管 区 域
総務部参事、市民生活部次長及び西部出張所長	月ヶ瀬行政センター及び都祁行政センターの所管区域を除く区域
月ヶ瀬行政センター所長	月ヶ瀬行政センターの所管区域
都祁行政センター所長	都祁行政センターの所管区域

(参与)

第5条 本部に参与を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 広報広聴課長
- (2) 人事課長
- (3) 法務ガバナンス課長、管財課長、保健所・教育総合センター管理課長、情報政策課長及び市民課長
- (4) 西部出張所総務課長
- (5) 東部出張所長
- (6) 北部出張所長
- (7) 地域活動推進課長

2 参与は、本部長及び理事の命を受け、本部の事務に参画し、調査の円滑な推進に協力するとともに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本部事務局の班に対し、指導助言を行う。

区 分	班
前項第1号の参与	広報班
前項第2号の参与	総務班
前項第4号の参与	西部調査班
前項第5号の参与	東部調査班
前項第6号の参与	北部調査班
前項第7号の参与	総務調査班

(事務局)

第6条 本部に、その事務を処理させるため、本部事務局、月ヶ瀬行政センター事務局及び都祁行政センター事務局を設置する。

2 事務局に置く班及びその所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 本部事務局

総務班

- ア 予算及び経理に関すること。
- イ 人事の調整に関すること。
- ウ 指導員及び調査員の公務災害に関すること。
- エ 臨時職員の任用に関すること。

広報班

- ア 広報の企画及び実施に関すること。
- イ 調査結果の公表に関すること。

企画調整班

- ア 調査実施の総合企画調整に関すること。
- イ 調査区の設定等に関すること(他班の所管に属するものを除く。)
- ウ 県及び近隣市町村との連絡調整に関すること。
- エ 調査事務の進行管理に関すること(他班の所管に属するものを除く。)
- オ 各班との連絡調整に関すること。
- カ 指導員との連絡調整に関すること。
- キ 調査用品の受領及び仕分けに関すること。
- ク 調査票の審査に関すること。
- ケ 他班の所管に属さない事項に関すること。

総務調査班

- ア 調査員の確保及び連絡調整に関すること(他班の所管に属するものを除く。)

イ 自治会等との連絡調整に関すること（他班の所管に属するものを除く。）。

西部調査班

ア 西部出張所所管区域の調査員の確保及び連絡調整に関すること。

イ 西部出張所所管区域の自治会等との連絡調整に関すること。

東部調査班

ア 東部出張所所管区域の調査員の確保及び連絡調整に関すること。

イ 東部出張所所管区域の自治会等との連絡調整に関すること。

北部調査班

ア 北部出張所所管区域の調査員の確保及び連絡調整に関すること。

イ 北部出張所所管区域の自治会等との連絡調整に関すること。

(2) 月ヶ瀬行政センター事務局

月ヶ瀬調査班

ア 月ヶ瀬行政センター所管区域の調査区の設定等に関すること。

イ 月ヶ瀬行政センター所管区域の調査員及び指導員に関すること。

ウ 月ヶ瀬行政センター所管区域の自治会等との連絡調整に関すること。

エ 月ヶ瀬行政センター所管区域における調査事務の進行管理に関すること。

(3) 都祁行政センター事務局

都祁調査班

ア 都祁行政センター所管区域の調査区の設定等に関すること。

イ 都祁行政センター所管区域の調査員及び指導員に関すること。

ウ 都祁行政センター所管区域の自治会等との連絡調整に関すること。

エ 都祁行政センター所管区域における調査事務の進行管理に関すること。

3 事務局に事務局長及び本部事務局次長を、班に班長及び班員を置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 事務局長

ア 本部事務局長 総務課長

イ 月ヶ瀬行政センター事務局長 月ヶ瀬行政センター地域振興課長

ウ 都祁行政センター事務局長 都祁行政センター総務住民課長

(2) 本部事務局次長 総務課主幹及び総務課長補佐

(3) 班長及び班員 本部長が指名する者

4 事務局長は、上司の命を受け、事務局の事務を処理する。

5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、事務局長があらかじめ定める者がその職務を代理する。

6 班長は、上司の命を受け、班の事務を処理する。

7 班員は、上司の命を受け、班の事務に従事する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年5月11日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

(平成27年5月11日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第22号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成27年5月1日から2週間、奈良市企業局下水道部下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成27年5月1日

奈良市公営企業管理者

池田修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成27年5月15日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市北登美ヶ丘六丁目、三条町、油阪地方町、下三条町、大森西町、神殿町及び南京終町三丁目の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
押熊第1幹線-84	奈良市北登美ヶ丘六丁目1238	奈良市北登美ヶ丘六丁目1200-6
油阪幹線-40	奈良市三条町500-1	奈良市三条町499-1
油阪幹線-41	奈良市三条町500-1	奈良市三条町499-1
油阪幹線-42	奈良市三条町499-1	奈良市三条町499-1
油阪幹線-43	奈良市油阪地方町8-1	奈良市油阪地方町8-1
油阪幹線-44	奈良市下三条町15-1	奈良市下三条町13-1
大森幹線-81	奈良市大森西町6街区	奈良市大森西町2街区-2
明治幹線-253	奈良市神殿町170	奈良市神殿町170
大安寺第1幹線-243	奈良市南京終町三丁目397-1	奈良市南京終町三丁目393-5

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別合流式・分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成27年5月1日掲示済)

奈良市企業局告示第23号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は、平成27年5月1日から2週間、本市企業局下水道部下水道総務課に備え置いて縦覧に供します。

平成27年5月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

賦課対象区域（第2負担区）

南京終町三丁目の一部 法蓮町の一部

(平成27年5月1日掲示済)

奈良市企業局告示第24号

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成6年奈良市条例第33号）第5条の規定により分担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は、平成27年5月1日から2週間、奈良市企業局下水道部下水道総務課に備え置いて縦覧に供します。

平成27年5月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

賦課対象区域

水間町の一部 邑地町の一部 大保町の一部
丹生町の一部 須川町の一部 月ヶ瀬桃香野の一部

(平成27年5月1日掲示済)

奈良市企業局告示第25号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年5月15日

奈良市公営企業管理者
池田修

1 入札に付する事項

口径25耗鉛給水管布設替工事、奈良市朱雀六丁目地内ほか4件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成27年5月15日掲示済)

奈良市企業局告示第26号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年5月15日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 業務名 長寿命化計画に伴う佐保川第一処理分区管きょ調査・診断業務委託
- 2 業務場所 奈良市 佐保川第一処理分区 地内
- 3 業務期間 契約日から平成28年3月18日まで
- 4 業務概要 管きょ内洗浄工【昼間】
L = 10,873m
展開カメラ調査工【昼間】
(調査・報告書) L = 8,332m
目視調査工【昼間】(調査・報告書)
L = 2,541m
衝撃弾性波検査法調査工【昼間】
(調査・報告書) L = 4,165m
調査・原因・診断・報告書 一式

以下省略

(平成27年5月15日掲示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第26号

平成27年5月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成27年5月7日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

1 日時

平成27年5月12日（火）

午前10時00分から

2 場所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事件

議事

議案第2号 平成27年度奈良市立学校評議員の委嘱について

議案第3号 平成27年度学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

議案第4号 平成28～31年度使用奈良市立中学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について

議案第5号 平成28年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命

について

議案第6号 平成27年度奈良市少年指導委員の解嘱と委
嘱について

議案第7号 財産の取得について

議案第8号 平成27年度奈良市教育支援委員会委員及び
調査員の委嘱又は任命について

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業につい
て 4月～5月

(平成27年5月7日揭示済)

奈良市教育委員会訓令甲第2号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部を
改正する訓令を次のように定める。

平成27年5月14日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一
部を改正する訓令

奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程（平成14
年奈良市教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改
正する。

第6条中「教職員課」を「教育総務課」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

委 員	学校教育部長	学校教育課長	教育総務課長
	教育政策課長	教育相談課長	

附 則

この訓令は、平成27年5月14日から施行し、この訓令に
よる改正後の奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規
程の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成27年5月14日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第43号

平成27年6月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏
名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成27年6月3
日から平成27年6月7日までの間、毎日午前8時30分から
午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成27年5月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟4階

選挙管理委員会事務局内

(平成27年5月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第44号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官
の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成27
年6月3日から平成27年6月7日までの間、毎日午前8時
30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成27年5月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟4階

選挙管理委員会事務局内

(平成27年5月1日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第8号

奈良市農業委員会平成27年5月農地部会の会議を次のと
おり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭
和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定
により告示します。

平成27年5月7日

奈良市農業委員会

農地部会長 西 井 隆

1 日時

平成27年5月14日（木） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 審議案件

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及
び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 事業計画変更申請について

(3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(4) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明
について

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理につい
て（4月専決処理分）

(6) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得の
あっせんについて

(7) 農地法第6条第1項の規定による農業生産法人の要
件確認について

(8) 知事許可について（4月許可分）

(平成27年5月7日揭示済)